



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可.....
-(都市整備局都市基盤部交通企画課).....
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可.....
-(都市整備局市街地整備部再開発課).....
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域.....
-(都市整備局市街地建築部建築指導課).....
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請.....
-(生活文化局都民生活部管理法人課).....
- 平成二十八年四月十一日付目次.....
-

告示

●東京都告示第八百七十一号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき調布都市計画駐車場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十八年四月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 調布市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画駐車場事業調布第二号 調布駅南地下自転車駐車場
- 三 事業施行期間 平成二十八年四月二十日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 なし 使用の部分 調布市小島町二丁目地内

●東京都告示第八百七十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十八年四月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 組合の名称 日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十六年五月十五日から平成三十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区 中央区日本橋室町三丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目及び日本橋本石町四丁目各地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 中央区日本橋本石町四丁目四番二十号

- 平成二十六年五月十五日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日 平成二十八年四月二十日

●東京都告示第八百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
 平成二十八年四月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 対象区域の地名番及び認定年月日 認定年月日 対象区域の地名地番
 港区虎ノ門二丁目百三番一、同番十五、同番三十、同番三十六から同番三十八まで、同番四十九及び同番五十
 平成二十八年三月二十八日
- 二 認定計画書の縦覧場所 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
 平成二十八年四月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年三月十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自遊自在</p> <p>三 代表者の氏名 佐藤 司</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区高円寺北三丁目四十一番十七号 ファミ ーユ太田一〇二</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民を対象として、住環境改善の為の相談、情報提供、サポートを行い、あわせて行政との協同の事業を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で末永く安心して自立した快適な生活を送ることが出来るような住みやすい地域環境の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>		<p>この法人は、東北被災地及び周辺地域の一般市民を対象とする。服飾雑貨製品の企画製造によるワークショップ(作業体験)やバザーを通じて被災地の生活環境の向上と改善及び雇用創出による経済活性化に継続的に寄与する事を事業の目的とする。また本来、縫製工場で廃棄処分される残布・残反(未使用の布)を再利用し製品化販売することにより持続可能社会の実現を目指す。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年三月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人BLOOM</p> <p>三 代表者の氏名 若林 秀機</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区竜泉三丁目三十二番九号 メゾン・ド・セシル三〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国内外において貧困等の恵まれない環境にいる子どもたちに対して、生活支援を行うとともに、恵まれない環境にいる子どもたちの現状を多くの人に知ってもらい、子どもたちの未来を考え協力してくれるボランティアの方に体験の場を提供する活動を行い、子どもたちの生活環境向上及び国際協力の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>		<p>平成二十八年三月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東京都臨床細胞学会</p> <p>三 代表者の氏名 九島 巳樹</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目十一番十五号 UEDA ビル六F 株式会社クバプロ内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、東京都における臨床細胞学の発展と普及を図り、得られた知見・知識を広く国民の方々に還元するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年三月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人オレンジカフェ金のまり</p> <p>三 代表者の氏名 大河内 健一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区石神井台八丁目八番八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、認知症を患った人やその家族、関わりある人が持つ課題や問題の相続窓口としての機会を提供し、懇談の中で解決策をとるに探り、地域の方やボランティアの協力を仰ぎ、また認知症についての啓発活動や教育を行い、地域一体となつ</p>	
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年三月十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人ファクトリーズ</p> <p>三 代表者の氏名 鹿田 義人</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区松原三丁目二十一番十四号 メゾンエ ミール三階</p> <p>五 定款に記載された目的</p>					

て認知症を患った人のみならず高齢者が安心して暮らせる地域づくりだすことに寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人難病ネットワーク

三 代表者の氏名

恒川 信一

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市みなみ野四丁目二十五番一―三二一―号

五 定款に記載された目的

この法人は難病患者及び、小児慢性疾患患者とその家族、関係者を対象として、一般国民に難病と呼ばれる疾病の理解と啓蒙を行い、対象者をサポートし、一般人と同様に尊厳を持ち、差別なく快適に暮らせる環境と社会を構築することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

正 誤

○平成二十八年四月十一日付目次

ページ 一段 一行 一 誤 一 正

一 中 一四 後から 地域活動推進課 管理法人課

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001